

(目的)

第1条 佐賀市文化・芸術人材バンク（以下、「バンク」という。）は、佐賀市内での文化芸術活動に積極的な個人や団体の情報を集積し、市民に広く公開することで、市民が文化芸術に親しめる環境づくりを進めるとともに、文化芸術活動を行う人材の発表及び活動の場を拡充することを目的とする。

(事務局)

第2条 バンクの事務局（以下、「事務局」という。）は、公益財団法人佐賀市文化振興財団（以下、「財団」という。）内に置く。

(登録)

第3条 バンクに登録するアーティストは、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 佐賀市内在住又は市にゆかりのある個人・団体で文化芸術活動を行う人材であること。
- (2) 財団及び市民等の依頼に応じて公演やワークショップ等の実施が可能であること。

2 事務局は、前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、登録を拒否することができる。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合
- (2) 政治若しくは宗教活動を目的とする場合
- (3) 営利活動を主たる目的とする場合
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合
- (5) 暴力団員及びこれに準じる団体が関わっていると認められる場合
- (6) その他事務局が登録する者として適当でないと認める場合

3 バンクに登録を希望するアーティストは、登録票（様式第1号）を事務局に提出するものとする。

(通知及び公開)

第4条 事務局は、第3条第1項に掲げる規定により登録希望者をバンクに登録したときは、その旨を登録希望者に通知するとともに、登録希望者の同意を得ている情報について、それを公開するものとする。

2 事務局は、第3条第2項に掲げる規定により登録希望者をバンクに登録しなかったときは、その旨を登録希望者に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 事務局がバンクへの登録を認めたアーティスト（以下「登録者」という。）のバンクへの登録期間は年度単位とし、第7条第1項に定める申出が無い限り、5年度まで登録できる。

2 事務局は、バンクの登録期間が満了した「登録者」に対し、その旨を通知するものとする。

(登録情報の変更)

第6条 登録者は、当該登録情報に変更が生じたときは、登録変更票（様式第2号）を速やかに事務局に届け出るものとする。

2 事務局は、前項の規定により登録者から変更の届出を受けたときは、速やかに登録情報を変更するものとする。

(登録の抹消)

第7条 事務局は、登録者から登録抹消の申出があったときは、当該登録情報を抹消するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事務局は次の各号のいずれかに該当する登録者について、その登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段によって登録が行われたと認められた場合

(2) 正当な理由がなく活動を行わなかった場合

(3) 第3条第1項を満たさなくなった場合

(4) 第3条第2項にかかげる各号のいずれかに該当した場合

(5) 第5条第1項に掲げる期間を満了した場合

(6) その他事務局が抹消することが適当であると認めた場合

3 事務局は、第1項及び第2項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者であった者に通知するものとする。

(バンクの利用)

第8条 バンクを利用した事業が実施できる区域は、原則として佐賀市内とする。

2 バンクを利用しようとする者（以下、「利用者」という。）は、事務局に利用申込票（様式第3号）により依頼するものとする。

3 事務局は、利用者と登録者をつなぐコーディネートを行うものとする。

4 バンクを利用した事業の実施に関わる事項については、利用者と登録者の間で協議を行うものとする。

5 登録者への謝礼、その他招聘に伴う経費等については利用者が負担する。

6 利用者は、事業終了後1か月以内に利用報告書（様式第4号）を事務局に提出しなければならない。

(利用の制限)

第9条 事務局は、利用者がバンクの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用をさせないものとする。

(1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合

(2) 政治若しくは宗教活動を目的とする場合

- (3) 営利活動を主たる目的とする場合
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合
- (5) 暴力団員及びこれに準じる団体が関わっていると認められる場合
- (6) その他事務局がバンクを利用する者として適当でないとする場合

(個人情報の取扱い)

第10条 バンクを通じて知り得た個人情報については、この規定に定める目的以外に利用しない。

(バンクの終了)

第11条 事務局は、相当の理由があると認めるときは、登録者の承諾無くバンクを廃止することができる。

(補則)

第12条 この取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

附則

(施行期日)

この取扱要綱は、平成29年3月1日から施行する。